

明治から昭和戦前期における戸籍名の表記と音声
-複名俗と一人一名制のあいだ-

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-05-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 三浦, 直人 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/00023150

「博士学位請求論文」審査報告書

審査委員 (主査) 文学部 専任教授

氏名 落合 弘樹

(副査) 文学部 専任教授

氏名 小野 正弘

(副査) 文学部 専任准教授

氏名 松山 恵

(副査) 早稲田大学社会科学総合学院 教授

氏名 笹原 宏之

1 論文提出者 三浦 直人

2 論文題名 明治から昭和戦前期における戸籍名の表記と音声
——複名俗と一人一名制のあいだ——

(英文題) Expression in Writing and Pronunciation of Registered Names through
the Meiji to the Early Showa Periods: Between Polyonymy and the
1872 Japanese System that Allows Only One Name per Lifetime

3 論文の構成

序章

第1節 課題設定の理由

第2節 先行研究の整理

第3節 方法としての日本漢字

第4節 本論文の構成

第1章 戸籍名に〈唯一の〉〈正しい〉読みはあるか

——由利公正と田中隆吉の名を事例として——

はじめに

第1節 由利公正の読み方に関する諸言説

第2節 〈唯一の〉〈正しい〉読みをめぐる判断基準

第3節 〈名の読みの複数性〉という視角

おわりに

第2章 明治から昭和戦前期における男性名の表記と音声

——実名と通称それぞれの特徴は戸籍名にどう流れ込んだか——

はじめに

第1節 実名・通称の別

第2節 名の読みをめぐる公議所の議論

第3節 一人一名制の確立と戸籍名の性格

第4節 実名・通称の合流

おわりに

第3章 明治から昭和戦前期における女性名の表記と音声

——姓名判断は女性の運命を占えたか——

第1節 姓名判断における男女の非対称性

第2節 女性名の特質

第3節 女性名の社会的位置付け

おわりに

第4章 名付けられること・名乗ること・名指されること

——一人一名制下における音声上の複名・改名——

はじめに

第1節 音声上の複名・改名を論ずるに当たって

第2節 揺れ動く自己

第3節 立場にふさわしい読み方をめぐって

第4節 正誤のあいだ

第5節 氏の読み方をめぐって

おわりに

第5章 犬養毅の読み方をめぐる『痴遊雑誌』誌上の論争について

——つよし・つよき・キ・たけし・たけき・しのぶ——

はじめに

第1節 論争の〈結論〉と出発点

第2節 不可視化された異説

第3節 鷲尾義直の盲点

おわりに

終章

第1節 各章を振り返って

第2節 「複数性」の「一回的なあり方」

第3節 今後の課題

4 論文の概要

近世以前の日本社会においては、年齢や社会的地位などの変化に応じて名を改める改名俗、複数の名を併称する複名俗が存在した。しかし、1872年（明治5）5月の「複名禁止令」および同年8月の「改名禁止令」により、個人の名を1つに限定した一人一名制にもとづく戸籍名が成立する。その意図は徴税・徴兵を基幹に、国民を一元的に管理・把握することにあった。こうした明治政府の措置に関する研究は、法制史が中心となってきた。しかし、布告や伺・指令が頻繁に出された初期段階において、行政の上で懸案になった事例に検討が限定される傾向がある。そうしたなかで本論文は、明治から昭和戦前期の人名について、複名俗と一人一名制との隔たりが何をもたらしたのかを分析することにより、人名観にもとづく個人や自己・他者のありかたを問うものである。とくに戸籍名においての、日本漢字における表記と音声のずれに着目し、固定化された戸籍名に複数読みの可能性をもたらした様々な現象とその意味について分析を加えている。

第1章「戸籍名に〈唯一の〉〈正しい〉読みはあるか——由利公正と田中隆吉の名を事例として——」は、研究者はたとえば人名事典などにあたり、明治から昭和戦前期における著名な人物らの名について、〈唯一の〉〈正しい〉読みを〈確定〉しようと試みてきたが、それは実名に読み仮名が付く現在の人名観に強く規定されているとし、由利公正（「きみまさ」「こうせい」と田中隆吉（「たかよし」「りゅうきち」）、当人が命名時の読みとは異なる名乗りを行ない、あるいは時期や相手によって異なる自称を用いるなど〈名の読みの複数性〉があったとする。そして、このことは一人一名制の確立以後も、音声面においては頻繁に複名・改名が行なわれていたことを意味すると指摘している。

第2章「明治から昭和戦前期における男性名の表記と音声——実名と通称それぞれの特徴は戸籍名にどう流れ込んだか——」は、近世日本社会の人名には実名〈呼ばないための名〉と通称〈呼ぶための名〉という2つの系統があり、前者は表記重視・音声軽視、後者は表記軽視・音声重視の傾向が強かったが、一人一名制の確立によって実名・通称の別が消失すると、両者は言語的にも徐々に合流していく。そして、戸籍上の読みが不在であった結果、音声面では自由な複名・改名がなされる余地が残されたと指摘している。

第3章「明治から昭和戦前期における女性名の表記と音声——姓名判断は女性の運命を占えたか——」は、画数を重視する姓名判断は表記が固定された戸籍名を前提としたが、当該期の女性名は、漢字・仮名の相互変換、接頭語（〈お〉など）・接尾語（〈子〉など）の着脱など表記が一定しないことが多く、各種の例外的基準が適用されねばならなかった。そして、こうした流動性・非単一性の背景は、徴兵や戸単位の徴税の対象ではない女性名が、政策的にも社会的にも劣位に置かれていたことが反映されており、複名・改名の禁止にも関わらず、女性名については複名・改名慣行が実際は形成たとする。

第4章「名付けられること・名乗ること・名指されること——一人一名制下における音声上の複名・改名——」は、斎藤茂吉〈モキチ／しげよし〉・折口信夫〈しのぶ／のぶお〉・山本権兵衛〈ゴンベエ／ゴンのヒョウエ／ゴンビョウエ〉などを事例に、〈名付けられること・名乗ること・名指されること〉の間に現出した種々のずれは、人名が本来、その持ち主のみに関わるものではなく、他者の存在を前提としていることを示し、場面や役割、立場や社会的地位の変化、自他の関係性などに応じて立ち現れる複数的な自己の姿を

現わしているとする。なお、〈唯一の〉〈正しい〉読み観念と〈名の読みの複数性〉意識との奇妙な併存関係は、戦後に各種書類で読み仮名記入が求められるとともに崩壊し、前者が後者を塗り潰したと論じる。

第5章「犬養毅の読み方をめぐる『痴遊雑誌』誌上の論争について——つよし・つよき・キ・たけし・たけき・しのぶ——」は、犬養の没後5年後に伝記編纂に関係者としてあたった鷺尾義直が、「毅」の名を何と読むべきかについて犬養と深い親交関係にあった同時代人たちに問うた結果、1年間にもおよぶ論争に発展し、結果的に〈唯一の〉〈正しい〉読みへと収斂することはなく、むしろ複数の読みへの拡散傾向を見せたとする。そしてその原因は、犬養本人が最も単一的・固定的に見える戸籍名について、自らを取り巻く関係性の中で、それに適した読みを摸索し続けた結果だと推測している。

終章では、人名ひいては個人の在り方を再定位しようとの試みのもと、人名の固有性は1つの名がその指示対象の有する「多様にして変化にみちた相貌」のうちの1つと結びつく一方、人名の複数性は、ある人物が単一的・固定的な存在であることを必ずしも意味せず、名付けられ、名乗り、名指されるという関係性自体の固有性・一回性を示すとする。そして近代日本の人名は、他者とは隔絶した西洋近代的な自己を想定するわけではなく、とはいえ関係性のうちに個人を還元してしまうわけでもない、ある意味で凡庸かつ実態に即した立場に踏み止まると結んでいる。

5 論文の特質

本論文は、複名俗から一人一名制の制度的確立の一方で、複数名は音声面において多様な範囲と次元で存在したことを、政策や国家と個人と言った先行研究の視座から離れて多様な角度から分析し、その意味を問うものである。研究の視点は、歴史学のみならず言語学・社会学・人類学・哲学などにもおよぶなど広範な学際性を有し、近代における一人一名制を相対化して、「たったひとつの正しい名前」という常識が成立しないという現象について、多様な視点にもとづいて示すことに成功している。

また、漢字の音声・音韻と人名の関わりについても鋭く論究し、名づけ・名乗り・呼び方の背後にある、自己認識と他者認識の在り方について、検証することに成功している。

6 論文の評価

本論文は、1871年の戸籍令により一人一名制により、ギブンネームの固定制が規定されつつも、音声により前近代の複名俗と異なるかたちで複数性が根強く残り、そのことがもたらした様々な現象について、綿密かつ説得力のあるかたちで分析をくわえている。使用した参考文献や史料の領域や分量は非常に広範である。

本論文の大きな特徴は学際性の高さであるが、一方で日本近代史のノーマルな研究領域との結びつきがやや不明確で、結論部分も難解である。また、ファミリーネームとの連関や、一部触れられているとはいえジェンダーに関する議論など、残された課題は多く遺されている。しかし、多くの研究分野に示唆を与え素材を提供しうる、非常に将来性に富んだ意義ある研究と位置付けられる。

7 論文の判定

本学位請求論文は、文学研究科において必要な研究指導を受けたうえ提出されたものであり、本学学位規程の手続きに従い、審査委員全員による所定の審査及び最終試験に合格したので、博士（史学）の学位を授与するに値するものと判定する。

以 上

主査氏名（自署）

